

健 第 1061 号
平成 23 年 11 月 30 日

健康いわて 21 プラン推進協議会
委 員 各 位

岩手県健康いわて 21 プラン推進協議会
会長 小原 紀彰

平成 23 年東日本大震災津波の影響による健康いわて 21 プランの計画期間の
変更について

健康いわて 21 プランの推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申
上げます。

さて、標記につきましては、平成 23 年 10 月 4 日健第 818 号で委員の皆様にご書面でお諮
りしていましたが、委員の皆様からご承認いただきましたので、ご報告いたします。

なお、健康いわて 21 プラン分析・評価専門委員会においても、同様にご承認をいただい
ています。

記

○ 平成 23 年東日本大震災津波の影響による計画期間の変更について

東日本大震災津波により、最終評価の評価資料とすることとしていた国の「平成 23
年国民健康・栄養調査」及び「平成 23 年歯科疾患実態調査」が本県及び宮城県、福島県
においては実施されないこととされ、同様に本年度実施予定としていた「県民生活習慣
実態調査」も実施不可能となったため、平成 24 年度に最終評価を行うための実態調査を
実施することとし、それに伴い推進期間を 1 年間延長して、平成 25 年度に最終評価を行
い、最終評価結果等を踏まえ、平成 25 年度以降に第 2 期の県健康推進プランを策定する。

担当：事務局（岩手県保健福祉部健康国保課）

健康増進担当 中野

TEL 019-629-5468

FAX 019-629-5474

E-Mail mami-nakano@pref.iwate.jp

平成 24 年度県民生活習慣実態調査実施要領

1 調査の目的

本調査は、県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣及び健康に関する意識等を調査し、「健康いわて 21 プラン」(平成 13 年 6 月策定)の推進状況を把握することにより平成 25 年度の「健康いわて 21 プラン」最終評価の実施及び次期岩手県健康増進計画の策定に資することを目的とする。

2 調査地区及び客体

平成 22 年国勢調査において設定された地区から各保健所が管轄する地域毎に無作為抽出して 1 調査地区を設定し、県内 10 保健所において 12 地区を設定し、その地区内約 500 世帯、当該世帯の 1 歳以上*の世帯員(約 1,500 名)を調査対象とする。

※対象者の年齢は平成 24 年 11 月 1 日現在とする。

3 調査項目

本調査では、身体状況調査、歯科疾患実態調査口腔診査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査(指定地区のみ実施)、県民生活習慣状況調査、歯科疾患実態調査アンケート調査を実施し、各調査票及び調査項目はそれぞれ次のとおりとする。

ア 身体状況調査票(調査票第 1 号)

調査項目	調査対象
① 身長・体重	満 1 歳以上
② 腹囲	満 6 歳以上
③ 血圧測定	満 20 歳以上
④ 血液検査	満 20 歳以上 ※指定地区のみ実施
⑤ 問診(服薬、運動状況等)	満 20 歳以上

イ 歯科疾患実態調査口腔診査票(調査票第 2 号)

調査項目	調査対象
① 歯・歯周組織の状況	満 1 歳以上
② 補綴処置の状況・必要度	満 1 歳以上
③ 顔面頸部、粘膜その他の異常	満 1 歳以上

ウ 栄養摂取状況調査票(調査票第 3 号)

調査項目	調査対象
① 世帯状況 世帯員番号、氏名、性別、生年月、 妊婦（週数）授乳婦別、仕事の種類、	満1歳以上
② 食事状況（1日） 朝・昼・夕食別、家庭食・外食・欠 食の区別	満1歳以上
③ 食物摂取状況（1日） 料理名、食品名、使用量、廃棄量、 世帯員ごとの案分比率（朝・昼・夕・ 間食別）	満1歳以上
④ 1日の身体活動量[歩数]	満15歳以上 ※指定地区は満20歳以上

エ 生活習慣調査票－別途指定する地区のみ－

調査項目	調査対象
食生活、身体活動・運動、休養（睡 眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等の状況	満20歳以上

オ 県民生活習慣状況調査票（調査票第4号）

調査項目	調査対象
「健康いわて21プラン」の口腔領 域を除く領域に関する生活習慣の実 態及び意識を把握する。	満15歳以上 （一部項目については満15～19歳、満20歳 以上、世帯主）

カ 歯科疾患実態調査アンケート調査票（調査票第5号）

調査項目	調査対象
「健康いわて21プラン」の口腔領 域に関する生活習慣の実態及び意識 を把握する。	満1歳以上 （一部項目については満1～5歳、満1～14 歳、満15歳以上、取り外しのできる入れ 歯のある者）

4 調査時期

- (1) 身体状況調査：平成24年11月中の1日
- (2) 歯科疾患実態調査口腔診査：アの身体状況調査と同日
- (3) 栄養摂取状況調査：平成24年11月中の1日（日曜日及び祝日を除く）
- (4) 生活習慣調査（別途指定する地区のみ）：調査期間中に実施

- (5) 県民生活習慣状況調査：調査期間中に実施
- (6) 歯科疾患実態調査アンケート調査：調査期間中に実施

5 調査の機関と組織

- (1) 県保健福祉部健康国保課(以下、「県健康国保課」という。)は、「健康いわて21プラン分析・評価専門委員会」において、本調査の調査設計及びその集計・分析について専門的な立場から意見を聞き、その内容を決定する。
- (2) 調査は、調査地区を管轄する保健所が行う。但し、歯科疾患実態調査口腔診査については、当該調査受託者(団体)が実施する。
- (3) 保健所は、保健所長を班長とする県民生活習慣実態調査班を編成し、医師、管理栄養士・栄養士、保健師、看護師、臨床検査技師及び事務担当者等の調査員が調査にあたる。また、必要に応じて調査員を雇用し、調査させることができるものとする。
- (4) 保健所は調査員を決定後、平成24年度県民生活習慣実態調査調査員名簿(様式第1号)及び平成24年度県民生活習慣実態調査実施計画書(様式第2号)を作成し、別に定める指定の期日までに健康国保課あて提出する。
- (5) 健康国保課は、調査員に対して県民生活習慣実態調査員の証(様式第3号)を発行する。

6 調査世帯名簿及び被調査者名簿の作成

- (1) 県保健福祉部健康国保課(以下、「県健康国保課」という。)は、調査地区の境界を確認するため、総務省統計局統計調査部長に国勢調査関係書類の閲覧申請を行う。
- (2) 県健康国保課及び保健所は、国勢調査関係書類の閲覧により調査地区を確認する。
- (3) 保健所は、住宅地図、巡回訪問による聞き取り又は住民基本台帳の閲覧等により、調査地区の平成24年度県民生活習慣実態調査世帯名簿(様式第4号)及び平成24年度県民生活習慣実態調査被調査者名簿(様式第5号)を作成する。

7 調査方法

- (1) 調査員は、調査地区内の世帯に対して説明会又は巡回訪問を行い、「県民生活習慣実態調査についてのお願い」(様式第6号)を配布して調査への協力を依頼する。
- (2) 身体状況調査は、被調査者を会場に集めて医師、保健師等が調査項目の計測及び問診を実施する。
- (3) 歯科疾患実態調査口腔診査は、身体状況調査に併設し、被調査者に歯科医師が問診及び口腔内診査を行い、歯科衛生士が記録を行う。この際、器具の滅菌、消毒等の感染対策に十分注意する。
- (4) 栄養摂取状況調査は、調査員である管理栄養士・栄養士が世帯を訪問し、世帯の代表者及び主に食事づくりを行っている世帯員に面接の上、記入方法を指導しながら

作成する。

- (5) 生活習慣調査(指定地区のみ)、県民生活習慣状況調査、歯科疾患実態調査アンケート調査に係る調査票は、栄養摂取状況調査に併せて配付し、被調査者本人が記入する。

なお、被調査者が14歳以下の子ども及び高齢のために回答が困難な者については、家族が代理記入してもらおう。

- (6) (4)及び(5)で配付した調査票は、(2)及び(3)の会場で回収するが、会場に来られなかった被調査者に対しては、訪問又は郵送にて回収する。

8 各調査票の提出期限

各保健所は、調査票をそれぞれ下記の提出期限までに健康国保課あて提出するものとする。

調査票	提出期限
身体状況調査票(調査票様式第1号)	平成24年12月21日(金)※必着 ※平成24年度県民生活習慣実態調査世帯名簿(様式第4号)、平成24年度県民生活習慣実態調査被調査者名簿(様式第5号)、及び平成24年度県民生活習慣実態調査送付票(様式第8号)と併せて提出すること。
歯科疾患実態調査口腔診査票(調査票第2号)	
生活習慣調査票 ※指定地区のみ	
栄養摂取状況調査票(調査票第3号) ※「食事しらべ」からの出力票添付	
県民生活習慣状況調査票(調査票第4号)	
歯科疾患実態調査アンケート調査票(調査票第5号)	

9 結果の集計及び公表

- (1) 栄養摂取状況の個々の計算は、保健所が栄養調査集計ソフト「食事しらべ」を用いて行い、県環境保健研究センターにおいて集計・解析し、結果をとりまとめる。
- (2) 身体状況調査及び生活習慣調査、県民生活習慣状況調査のデータ入力・集計は、競争入札により事業者へ委託して行い、その後、県健康国保課において解析・作表し、結果をとりまとめる。
- (3) 歯科疾患実態調査口腔診査及び歯科疾患実態調査アンケート調査のデータ入力及び集計については、当該調査受託者(団体)が行い、その後、県健康国保課において解析し、結果をとりまとめる。

10 調査に関する秘密の保持

この調査は、心身の状態や周囲の環境、生活習慣等について世帯や個人の私的な情報

を取り扱うことから、被調査者に係る情報を適切に取扱い、その個人情報の保護と管理に万全を期すものとする。

なお、調査結果のデータ入力を委託する事業者に対しては、委託契約により個人情報の保護を順守させる。

1 1 調査に関する届出と告示

この調査は、統計法第8条に基づき総務大臣に届出をするとともに、岩手県統計調査条例に基づき告示を行う。

新規質問(案)

「健康日本21(次期)」目標値を踏まえた「H24県民生活習慣状況調査」新規質問項目

質問番号	分野	項目	参考資料 資料ページ	現状	目標	国の目標値設定の考え方	データソース		H24県民調査 新規質問内容
							根拠資料	データ範囲・計算式等	
<p>主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に関する目標</p>									
<p>②治療継続者の割合の増加</p>									
1	糖尿病		55	63.70% (平成22年)	75% ※増加傾向によるH35時点の期 の治療継続者の割合(値)に、 H22調査業改訂による増加 10%を加えた数値。 (平成34年度)	増加傾向によるH35年時点 の治療継続者の割合(値)に、 H22調査業改訂による増加 10%を加えた数値。	厚生労働省「国民健康・栄 養調査」	これまで糖尿病と書か れたことがある者のうち 治療継続している割合 の割合として計上	糖尿病の治療を受けている②過去に中断したこと があるが、現在は受けている③過去に受けたことがあるが、現在は受けて いない④これまでに治療を受けたことがない
2	COPD		62	25% (平成23年度)	80% (平成34年度)	健康日本21における「メタボ リックシンドローム」を認知して いる国民の割合の増加(20歳 以上の者の80%以上)の目標 が達成できたことを踏まえ設 定。	GOLD日本委員会調 査(インターネット調査)	選択肢①+②を「認知 度」の割合として計上	「あなたはCOPDという病気を知っていますか？」 ①どんな病気かよく知っている②名前前は聞いたことがある③知らない

社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標

3	高齢者の健康		80	(参考値)17.3% (平成24年)	80% (平成34年度)	健康日本21における「メタボ リックシンドローム」を認知して いる国民の割合の増加(20歳 以上の者の80%以上)の目標 が達成できたことを踏まえ設 定。	日本整形外科学会に よるインターネット調 査	選択肢⑤「言葉も意 味も知らなかった」以 下の割合として計上	ロコモティブシンドローム(運 動器症候群)を認知してい る国民の割合の増加 ①言葉も意味もよく知っていた②言葉も知っていたし意味も大体知って いた③言葉は知っていたが意味はあまり知らなかった④言葉は聞いた ことがあるが、意味は知らなかった⑤言葉も意味も知らなかった
---	--------	--	----	-----------------------	-----------------	--	------------------------------	--------------------------------------	---

健康を支え、守るための社会的環境の整備に関する目標

4	社会環境の整備		85	65% (平成34年度)	65% (平成34年度)	70歳以上で最も高い男66.7%、女 65.4%以上から全世代がこの割合に 達することを目標に設定	内閣府「少子化対策 と家族・地域のまな びに関する意識調査」	選択肢①+②を「強い 方だ」と思う割合とし て計上	あなたの地域のみなさんとお互いに助け合っていると思いませんか？ ①強く思う②どちらかと言う方だと思わない③どちらともいえない④どちら かといえばそう思わない⑤全くそう思わない
---	---------	--	----	-----------------	-----------------	---	--------------------------------------	---------------------------------	---

栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標

5	栄養・食生活	②適切な量と質の食事をとる者の増加 ア 主食・主菜・副菜を組み合わせ合わせた食事が1日2回以上の増えている者の割合の増 加 ①睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	97	68.1% (平成23年)	80% (平成34年度)	最もよい地域の現状値を目標とする。ことにより地域差を減少させる。：80%(四国78.9%)	内閣府「食育の現状 と意識に関する調 査」	選択肢①「ほとんど毎日」と回答した者の割合	主食・主菜・副菜を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、 週に何日ありますか。(主食・主菜・副菜の用語説明) ①ほとんど毎日②週に4~5回③週に2~3回④ほとんどない
6	休養	④受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の機会を有する者の割合の減少	111 112	18.4% (平成21年)	15% (平成34年度)	目標値は全ての年齢階級で統計学的に有意な低下が認められる値として算出	厚生労働省「国民健康・栄養調査」 ※選挙権内では3地区の みで実施不足	選択肢③+④を「十分とれていない者の割合として計上」	※設問内容を下記のとおり変更するが、現行の県民調査設問を代替指 標とするか (移行・番通、よく読んでいますか？睡眠と起睡の状態) この1か月間、あなたは睡眠で十分休養がとれていますか。 ①充分とれている②まあまあとれている③あまりとれていない④まったく とれていない
7	喫煙	④受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の機会を有する者の割合の減少	129	家庭 10.7% 飲食店 50.1% (平成22年)	家庭 3% 飲食店 15% (平成34年度)	現在家庭や飲食店で受動喫煙の機会を有する者の割合に禁煙希望者が全禁煙した場合の割合を減じた面を基準とし、それを半減する目標値に設定。	厚生労働省「国民健康・栄養調査」 ※選挙権内では3地区の ため実施不足	●家庭・選択肢①「ほぼ毎日」と回答した者の割合 ●飲食店・①+②+③+④と回答した者の割合	あなたはこの1か月間に自分以外の人が吸っていたタバコを吸う機会(受動喫煙)がありましたか。 (家庭・職場、学校、飲食店、遊技場、市役所、その他) ①ほぼ毎日②週に数回程度③週に1回程度④月に1回程度⑤全くなかった⑥行かなかった